

### Ⅲ. 財政の健全化

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に制定され、平成20年4月から一部施行、平成21年4月から本格施行されました。

この法律によって、地方公共団体（組合及び地方開発事業団を除く。）は財政の健全性に関する比率を算定し、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための措置を講ずることにより財政の健全化に資することを目的としています。

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率の4指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

この章では、それぞれの指標がどのようなものであるかを紹介します。

町田市の健全化判断比率

（単位：％）

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.25	20.00
連結実質赤字比率	－	16.25	30.00
実質公債費比率	-1.3	25.0	35.0
将来負担比率	－	350.0	－

※実質赤字比率・連結実質赤字比率の「－」は赤字額がないことを、

将来負担比率の「－」は将来財政を圧迫する将来負担がないことを表しています。

※実質公債費比率は、値が低いほど公債費（地方債の元利償還金）に対して財政的な余力があることを表しています。

町田市公営企業会計の資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	
忠生土地区画整理事業会計	－	

※資金不足比率の「－」は、それぞれの会計で資金不足がないことを表しています。

## 平成23年度健全化判断比率・資金不足比率の対象会計等

<町田市の会計区分>

一般会計	普通会計		実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		資金不足比率	
特別会計	受託水道事業会計	公営事業会計										
	国民健康保険会計											健全化法施行令2条
	介護保険事業会計											健全化法施行令2条
	後期高齢者医療事業会計											健全化法施行令2条
	公営企業 下水道事業会計											「法非適用企業」 ※地方財政法6条、令12条
	忠生土地区画整理事業会計											「法非適用企業」 ※地方財政法6条、令12条
病院事業会計	「法適用企業」 ※地方公営企業法2条											
<一部事務組合・広域連合>												
南多摩斎場組合												
多摩ニュータウン環境組合												
東京たま広域資源循環組合												
東京都六市競艇事業組合												
東京都十一市競輪事業組合												
東京市町村総合事務組合												
東京都後期高齢者医療広域連合												
※組合の地方債を起こしていない、また見込みもないため 公債費比率及び将来負担比率算定の対象外												
※同上												
※同上												
※同上												
<設立法人・第三セクター等>												
町田市土地開発公社												
その他の法人等												
※市が実質的に負担することが見込まれる損失補償債務等がないため 将来負担比率算定の対象外												

## 1. 健全化判断比率

健全化判断比率は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率及び(4)将来負担比率の4つの財政指標をいい、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表すものであるとともに、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標でもあります。

したがって、地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{単位: \%})$$

町田市の実質赤字比率	—
早期健全化基準	11.25%
財政再生基準	20.00%

平成23年度の一般会計等の実質収支は、37億2千万円の黒字であり、実質赤字額は生じていません。

早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合には、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務づけられています。

#### 【一般会計等】

一般会計および特別会計のうち、公営企業や公営会計を除く会計をいい、町田市の場合、一般会計と受託水道事業会計が該当します。

#### 【実質赤字額】

実質収支(歳入決算額と歳出決算額との差引額から、繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)がマイナスになった場合に、その額のことを指します。

#### 【標準財政規模】

標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すものです。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、地方公共団体における全会計の実質赤字額または資金の不足額を合算した金額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \quad (\text{単位: \%})$$

町田市の連結実質赤字比率	—
早期健全化基準	16.25%
財政再生基準	30.00%

平成 23 年度は、公営企業以外の全会計における実質収支の合計は 54 億 3 千万円の黒字となりました。また、各公営企業会計の資金剰余額の合計は 52 億円となっており、連結実質赤字額は生じていません。

早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合には、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務づけられています。

連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 20 年度決算から 3 年間の経過的な基準が設けられています。

(単位: %)

	経過的基準			最終基準
	20 年度決算	21 年度決算	22 年度決算	23 年度決算
連結実質赤字比率	40.00	40.00	35.00	30.00
財政再建基準				

### 【連結実質赤字額】

一般会計等および、実質赤字比率の対象から除かれる公営事業の実質赤字額の合計額に、公営企業における資金の不足額を足したもの。

### 【資金の不足額】

公営企業ごとに資金の不足額を表すもので、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額とし、法適用企業については、民間企業と同様に貸借対照表を作成しているため流動負債の額から流動資産の額を控除した額としています。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方債元利償還金（繰上償還等を除く）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（地方交付税措置分を除く）に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。

実質公債費比率は、翌年度の起債に協議を要する団体と許可を要する団体を判定する指標としても用いられており、算定の結果 18.0%以上となってしまう場合は、実質公債費比率の適正化を図るための計画の承認を得たうえで国が起債を許可することになり、25.0%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35.0%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まります。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利・準元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - 元利・準元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \quad (\text{単位: \%})$$

実質的な公債費とは、公債費から特定財源を控除した一般財源の所要額をいい、公債費に準じた経費とは、次の経費が該当します。

- ・公営企業の公債費の償還の財源に充てたと認められる繰出金
- ・加入する組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる負担金・補助金
- ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

例えば 社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助  
土地開発公社がすでに取得した公共用地等の買収に要する経費 など

町田市の実質公債費比率	-1.3%
早期健全化基準	25.0%
財政再生基準	35.0%

平成 23 年度における実質公債費比率は-1.3%となりました。これは多摩 26 市の平均値 3.0%を下回っており、2 番目に低い値となっています。

早期健全化基準及び財政再生基準を超えた場合には、それぞれ財政健全化計画や財政再生計画の策定等が義務づけられています。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に相当する金額の標準財政規模に対する比率です。

この将来負担比率、一般会計等から出資法人等までの地方公共団体が関係する幅広い団体の将来にわたって負担する債務の残高を基に算定していることに特徴があります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基本額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \quad (\text{単位:}\%)$$

将来負担額とは、次のようなもののことをいいます。

- ・一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
- ・地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために損失補償債務等を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・連結実質赤字額
- ・加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

また、上記の将来負担額から控除されるものは以下のとおりです。

- ・将来負担額に充当することができる基金
- ・将来負担額に充当することができる特定財源見込額
- ・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

町田市の将来負担比率	—
早期健全化基準	350.00%

平成 23 年度は将来負担額 1,164 億 6 千万円に対し、控除される充当可能財源が 1,241 億 3 千万円あり、差引の結果将来負担額が生じていません。

早期健全化基準を超えた場合には、それぞれ財政健全化計画の策定等が義務づけられています。なお、将来負担比率の財政再生基準は設けられていません。

## 2. 資金不足比率

資金不足比率とは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の料金収入等に基づく事業の規模に対する比率です。資金の不足が生じているということは、資金繰りが悪化している状態であり、資金不足比率はその悪化の度合いを示す指標ともいえます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \quad (\text{単位: \%})$$

町田市	病院事業会計	—
	下水道事業会計	—
	忠生土地区画整理事業会計	—
経営健全化基準		20.0%

「連結実質赤字比率」の説明の際にも触れましたが、平成 23 年度は各公営企業会計とも資金不足額は生じていません。

経営健全化基準を超えた場合には、経営健全化計画の策定等が義務づけられています。